令和４年度第６回水巻町農業委員会総会

会議録（概要版）

第６回農業委員会総会

１．開会日時　　令和４年９月８日（木）　　午前　　９時５５分

２．閉会日時　　令和４年９月８日（木）　　午前　１０時３６分

３．場　　所　　水巻町役場　３階　３０２会議室

４．出席農業委員

木寺　敬一郎会長　　木原　一博副会長

１番　甲斐　洋子委員　　２番　森田　まゆみ委員

３番　嶺　　才三委員　　４番　江藤　喜美雄委員

５番　小田　尚徳委員　　７番　永沼　　靖委員

８番　木原　年廣委員

出席推進委員

北部　　佃　一俊委員　　南部　　入江　弘委員

５．出席事務局員

事務局長　　藤田　恵二　　課長補佐　　大辻　直樹

係　　員　　入江　浩二　　係　　員　　稲田　幸一郎

６．欠席委員

６番　小田　弘二郎委員

７．会議日程

⑴ 開　会

⑵ 会長挨拶

(3) 議事録署名委員２名

５番　小田　尚徳委員　　７番　永沼　　靖委員

(4) 農地法第５条申請について

(5) その他事項

ア. 農地パトロール結果報告について

イ. 農業委員会だより編集会議について

(6) 閉会

第６回水巻町農業委員会総会

令和４年９月８日

（午前９時 55 分開会）

木寺会長　；　　≪挨拶≫

農業委員会の開会に先がけまして、１点、事務局よりご報告がございます。事務局お願いします。

事務局　　；１点、ご報告させていただきます。

農業委員の補欠委員の選任手続きについて、令和４年５月 10 日の農業委員会総会の中で説明を行っておりました。

欠員の１名につきまして、水巻町農業委員会の委員選任に関する規則、第２条により、農業委員の推薦及び募集を受け付けたところ、立屋敷生産組合から、入江鎮生様の団体推薦をいただきました。

農業委員候補者の選考につきましては、この度の募集人数が１名で、他に応募者もなく、また、欠員が出ている立屋敷生産組合からの推薦であったため、選考委員会を開催せず、入江様を候補者と決定し、９月議会に議案を提出しておりました。

そこで、水巻町農業委員会委員の任命につきまして、今週９月５日の議会において、議会の同意をいただきましたことをご報告させていただきます。

なお、本日は、美浦町長から入江様へ、農業委員会委員の辞令を交付する予定でしたが、入江委員のご都合により欠席の連絡をいただいております。

次回の農業委員会から参加させていただく予定ですので、皆さまにご報告いたします。以上です。

木寺会長　；本日は小田　弘二郎委員より、所用のため欠席との連絡をいただいておりますので、お知らせいたします。

それでは、出席 11 名、定足数に達していますので、ただ今から令和４年度第６回農業委員会総会を開催いたします。

議題（１）、会議録署名委員の指名について、を議題といたします。本総会の会議録署名委員に、５番、小田　尚徳委員、７番、永沼　靖委員を指名します。

議題第２の①、農地法第５条申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　；　　≪農地法第５条 - ①申請について説明≫

木寺会長　；それでは地元の農業委員である木原年廣委員から説明をお願いします。

木原委員；今、説明がありました通り農地に関して利害は生じません。

用水をまたいで入り口が設けられますので、生産組合で、５メートル以内の幅でグレーチング蓋を決めさせていただいて承諾書を出しております。

それ以外は問題がありませんので、よろしくお願いいたします。

木寺会長　；ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
ないようなので質疑を終わります。
それでは、採決を行います。
議題第２の①、農地法第 5 条申請について、賛成の方は、挙手をお願いします。
賛成全員と認めます。よって議題第２の①、農地法第 5 条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。
次に行きます。
議題第２の②、農地法第 5 条申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局　；　≪農地法第 5 条 - ②申請について説明≫
木寺会長　；それでは地元の農業委員である木原一博副会長から説明をお願いします。
木原副会長；はい。この周りは、田んぼなく農地もないので、何も支障はないと思われます。
それとあともう、北側の農道は使用しないということで、項目に書き加えさせていただいております。
それと、P8、よろしいですかね。
これは、わかりやすく上の計画建物の図なんですけど、左側のほうに排水管と境界線があります。
それの、L 型ブロックのすぐ隣、横が、少し農道というか畦道が残るんです。
そこはモルタル塗りをするように P16 の 12 番で書いてあるようにお願いしてあります。
以上それくらいであとは残地はもう売られるという前提なので、こちらもまだ何も、申し上げることはありません。以上です。
木寺会長　；ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
小田委員。
小田(尚)委員；確認なのですが、ここは分筆して第三者に売られるということですか。
木寺会長　；事務局お願いします。
事務局　；はい、残地の部分は、別の方に売られる予定だとお聞きしています。
小田（尚）委員；わかりました。
木寺会長　；よろしいですか。江藤委員。
江藤委員　；関連ですが、今の質問の残地の部分ですけどね。
P5 の字図では 13-1 っていうのは、色が塗ってありますけれども、この図面で言う、上のほうを、いわゆる北側にありますけれども、北側のほうの一部分は、残地があるという理解でよろしいでしょうか。
事務局　；はい、そのようになります。

ちょっとこちら分筆前の字図になりますので、塗ってある部分の上のほうになります。

現段階では、分筆が完了しておらず申請中ですので完了した後に分筆後の字図と差し替えをするように業者には言っております。

木寺会長　；その他、ご意見がある方はどうぞ。

質疑を終わります。

ただいまから、採決を行います。

議題第２の②、農地法第 5 条申請について、賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成全員と認めます。よって議題第２の②、農地法第 5 条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

次に行きます。その他を議題といたします。

はじめに、農地パトロール結果報告について、事務局の説明を求めます。

事務局　；　≪農地パトロール結果報告について説明≫

木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

小田（尚）委員；質問です。5 番 6 番でこの所有者からの転用の申し入れがあったと、この砂利を入れたことによって、もう既にそれは農地ではないと判断していいんですか。

事務局　；基本的には、早期に発見した場合は、是正とともに、農地に復するかもしくは農地転用を諮っていくか指導していきます。

小田（尚）委員；砂利を入れることによって転用しようとか農地ではなく駐車場に使おうとしているのであれば違反になるので指導しなければなりませんが、ただ単に雑草が大嫌いでそれを刈るのが大変だから砂利を入れるというのも違反になりますか。

事務局　；農地法では、“農地は適正な管理をしなければならない”と、あるので砕石をいれて農地として利用が出来ないような状態だとそこは違反転用として指導が入ります。基本的には、砂利を取り除いて農地に復するというのが大原則だと思うんですよね。ただ現実問題として砂利を入れてしまった。

つい、知らずに入れて、ここの事例もそうなんですけど、この方は農家ではないので入れてはいけないっていうことをよく理解されなくて入れてしまったのでケースバイケースで対応していますが、農地として利用出来ない状態にされた方については、農地法で、是正の指導を行って、農地に復するか、もしくは、速やかにして、農地転用するかという方向で指導していきたいと思います。

古賀の駐車場みたいにもう過去何十年とそういう状態であれば、もう農地としては使えないのかなと思いますが農地パトロール等で発見した場合は、ま

ずはそういう手続きをしていきたいと考えております。

小田（尚）委員；わかりました。

木寺会長　；他にご意見があるかたは挙手をお願いします。ないようなので、次に行きます。

次に、農業委員会だよりについて、事務局の説明を求めます。

事務局　；　≪農業委員会だよりについて説明≫

木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。ないようなので、担当編集委員の方は、よろしくお願いします。

それでは、続けて事務局より、今後の予定を説明お願いします。

事務局　；　≪今後の予定について説明≫

木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

それでは、全体を通して、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ないようでしたら、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和４年度第６回農業委員会総会を閉会いたします。

（午前 10 時 36 分閉会）

会議録署名人

５　番

７　番